

## IMSBC コードに記載されていない貨物の性質及び運送条件

### 1. ばら積み貨物運送品目名 : Tentative Bulk Cargo Shipping Name

石炭灰造粒物 : Granulated Coal Ash

### 2. 貨物の説明 : DESCRIPTION

主成分の石炭灰に少量のセメント等を添加して、製造されるほぼ球状のもので、地盤改良材、環境改善材として利用されている。

### 3. 貨物の性状 : CHARACTERISTICS

#### 3.1 種別 : GROUP

C

#### 3.2 見かけ密度(kg/m<sup>3</sup>) : BULK DENSITY

1000~1400 kg/m<sup>3</sup>

#### 3.3 載貨係数(m<sup>3</sup>/t) : STOWAGE FACTOR

0.7~1.0 m<sup>3</sup>/t

#### 3.4 粒径 : SIZE

4mm 以下

#### 3.5 等級(種別 B の場合に限る) : CLASS

国連番号(危険物の場合に限る) : UN No

不適用

#### 3.6 静止角(非粘着性物質の場合に限る) : ANGLE OF REPOSE

不適用

### 4. 危険性 : HAZARD

特段の危険性はない。

この貨物は不燃性又は火災危険が低い貨物である。

### 5. 運送条件

#### 5.1 積付及び隔離要件 : STOWAGE & SEGREGATION

特段の要件はない。

#### 5.2 船倉の清浄さに係る要件 : HOLD CLEANLINESS

特段の要件はない。

#### 5.3 天候に係る要件 : WEATHER PRECAUTIONS

特段の要件はない。

#### 5.4 積荷役時の要件:LOADING

コード本文第4章及び第5章の関連規定に従って荷繰りすること。

※「コード本文第4章及び第5章」の記載については、平成23年1月1日から施行される国内規則の該当する条項を記載予定。

#### 5.5 各種の要件 : PRECAUTIONS

この貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡若しくは他の同等な粉じんからの眼の保護及び防塵マスクを着用すること。

#### 5.6 通風要件 : VENTILATION

特段の要件はない。

#### 5.7 運送時の要件 : CARRIAGE

特段の要件はない。

#### 5.8 揚荷役時の要件 : DISCHARGE

特段の要件はない。

#### 5.9 清掃に係る要件 : CLEAN-UP

特段の要件はない。